

令和8年度第1回岐阜県動物愛護推進協議会 議事概要

<日時>

令和8年7月2日(木) 13:30~14:40

<場所>

岐阜県動物愛護センター 多目的ホール(Zoomによるオンライン併催)

<委員>

(公社)岐阜県獣医師会長 柴田真治

岐阜大学応用生物科学部附属動物病院長 西飯直仁

(一社)岐阜県動物愛護ネットワーク会議代表理事 渡邊英毅

岐阜市保健所生活衛生課副主幹 野口りか

岐阜県動物愛護センター所長 平岡悦子

<事務局>

岐阜県健康福祉部生活衛生課長 政井和彦

岐阜県健康福祉部生活衛生課 去來川肇、松野広大

<議題>

議題1 令和7年度の事業報告について

議題2 動物愛護管理推進計画の進捗状況(令和7年度統計)

議題3 令和8年度事業説明

議題4 「飼い主の方へ」リーフレットについて

<議事>

【議題1】

事務局から資料1により、県内保健所・センターの取組について説明

(委 員)ミルクボランティアについて、育成が完了した子猫は、どのように譲渡が行われるか。

(事 務 局)保健所へ返還された後、動物愛護センターに移送し、新たな飼い主を募集するが、ミルクボランティアの中には譲渡ボランティア登録を受けている方もいるため、自身で新たな飼い主を探す場合もある。

動物愛護センターから資料2により、動物愛護センターの取組について説明

(委 員)譲渡前講習の理解度確認テストについて、譲渡希望者の正答率はどうか。

- (委員) おおむね良好である。
- (委員) 不合格の基準は設定されているか。
- (委員) 適正飼養の理解度向上を目的としているため、基準はない。視聴していないことが明らかである場合については、視聴するよう依頼する予定である。
- (委員) 地域猫活動支援の不妊去勢手術頭数が増加しているのは何故か。
- (委員) 東濃地域における委託可能頭数の超過分と他地域の依頼増加が要因である。
- (委員) 東濃地域の地域猫活動支援委託事業開始以降、東濃地域における事業効果はみられるか。
- (事務局) 東濃地域の猫における苦情相談件数や引取り頭数は減少している。
また、委託事業が地域で周知され始めており、他地域に比べ理解が得られているため実施する自治会も多い状況である。
- (委員) 効果が実感できれば、協力している動物病院も継続していただけるものとする

岐阜市保健所から資料3により、岐阜市保健所の取組について説明
特に意見なし

【議題2】

- 事務局から資料4により、動物愛護管理推進計画の進捗状況(令和7年度統計)について説明
- (委員) 指標2の「家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数」について、「家庭で飼養できる」と記載したのはなぜか。
- (事務局) 環境省における統計上の分類に準じて設定している。収容中の死亡や譲渡不適と判断した犬猫の殺処分は0件ではないのが現状である。

【議題3】

- 事務局から資料5により、令和8年度事業について説明
特に意見なし

【議題4】

- 事務局から資料6により、「飼い主の方へ」リーフレットについて説明
- (委員) 犬の登録を行っていない方にはリーフレットが行き届きにくいと思われるため、転入の手続き時等、交付する資料の中に本リーフレットを追加できないか。
- (委員) 事故を起こしやすい犬種を飼育している方の中には外国の方もいらっしゃる。未登録だが動物病院は受診されるため、登録窓口で配布するより、手渡しで配布する方が効率的であると思われる。

【議題5】

事務局から資料7により、第12期岐阜県動物愛護推進員の公募について説明
特に意見なし

【議題6】

一般社団法人岐阜県動物愛護ネットワーク会議から、ふるさと納税を活用した獣医療費確保に向けた検討の依頼及び、災害時における被災動物の救援・救護活動に関する県・獣医師会の場の設置に向けた検討の依頼について説明

(事務局)ふるさと納税を財源とした委託事業の提案という理解でよいか。

(委員)委託事業ではなく、県が取り組む事業としての提案である。

(事務局)承知した。実施可能であるか検討させていただく。

所有者が死亡した場合の引取りについては相続人が所有権放棄することで引取りが可能となるが、その場合、相続人が犬猫以外の負債等を相続することもあるため、相続人が現れない課題がある。関係者と調整しながら、法令違反とならない対応を他県の事例等を参考としながら慎重に対応させていただく。

被災動物については、今年度環境省がガイドラインの改定を予定している。改定を受け、県の救援計画等の改定案を作成するので、その際は提案いただいた協議会を開催することとなるため協力願う。

(14:40 閉会)